

保医発0531第2号
平成29年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第215号）が公布され、平成29年6月1日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成28年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成28年3月4日保医発0304第3号)の一部改正について

別添1の第2章第10部第3節K936に次を加える。

- (6) 区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、「K555」、「K557」、「K557-2」、「K557-3」、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1個を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合において、本区分の「注」の規定は適用しない。

「特定保険医療材料の定義について」
(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの133④中「下大静脈留置フィルターセット（1区分）」を「下大静脈留置フィルターセット（2区分）」に改め、「53区分」を「54区分」に改める。
- 2 別表のⅡの133⑤を次のように改める。
 - ⑤ 下大静脈留置フィルターセット
 - ① 定義
次のいずれにも該当すること。
 - ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用^し嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。
 - イ 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルター留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。
 - ウ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。
 - ② 機能区分の考え方
構造により、標準型と特殊型の合計2区分に区分する。
 - ③ 機能区分の定義
 - ア 標準型
イに該当しないこと。
 - イ 特殊型
構造上の工夫により、留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日保医発0304第3号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 手術医療機器等加算</p> <p>K930～K934-2 (略)</p> <p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 区分番号「K552」、「K552-2」、「K554」、</u> <u>「K555」、「K557」、「K557-2」、「K557</u> <u>-3」、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術</u> <u>に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1個</u> <u>を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合に</u> <u>おいて、本区分の「注」の規定は適用しない。</u></p> <p>第4部・第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第9部 (略)</p> <p>第10部 手術</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 手術医療機器等加算</p> <p>K930～K934-2 (略)</p> <p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4部・第5節 (略)</p> <p>第11部～第13部 (略)</p> <p>第3章、第4章 (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成28年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、<u>下大静脈留置フィルターセット(2区分)</u>、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(4区分)、血栓除去用カテーテル(8区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル(1区分)、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット(1区分)及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(1区分)の合計 <u>54区分</u>に区分する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 下大静脈留置フィルターセット</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、<u>下大静脈留置フィルターセット(1区分)</u>、冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(4区分)、血栓除去用カテーテル(8区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)、冠動脈カテーテル交換用カテーテル(1区分)、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット(1区分)及び脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(1区分)の合計 <u>53区分</u>に区分する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 下大静脈留置フィルターセット</p> <p>定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p>

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。

イ 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルタ留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。

ウ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。

② 機能区分の考え方

構造により、標準型と特殊型の合計2区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア 標準型

イに該当しないこと。

イ 特殊型

構造上の工夫により、留置後から必要時回収するまでの期間に制限がないこと。

(6)～(23) (略)

134～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「非中心循環系塞栓除去用カテーテル」、「中心循環系塞栓除去用カテーテル」又は「下大静脈フィルタ」であること。

② 肺塞栓の患者であって再発するおそれが高いものに対して下大静脈フィルタ留置術を実施する際に、血液中の浮遊血栓の分離を目的に下大静脈内に留置して使用するフィルターセット（フィルター、フィルター・デリバリー・カテーテル、ガイドワイヤー、ダイレーター、シース、ローディング・コーン及びローディング・ツールを含む。）であること。

③ 留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しないこと。

(6)～(23) (略)

134～191 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)